二　適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）において承継事業を相続により承継した場合（承継事業を当該相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合を除く。）　当該個人の当該調整対象前年に係る一般給与等支給額を合計した金額とする。

イ　当該個人の当該調整対象前年に係る一般給与等支給額

ロ　当該個人の当該調整対象前年において事業を営んでいた月（当該承継事業を承継した日の属する月以後の月を除く。）に係る被相続人の月別一般給与等支給額を合計した金額

三　適用年において承継事業を相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合　当該個人の当該適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）に係る一般給与等支給額については、被相続人の当該調整対象前年における一般給与等支給額に当該承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当該調整対象前年において当該被相続人が当該承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

14　前項に規定する月別一般給与等支給額とは、その被相続人の同項各号に規定する調整対象前年の一般給与等支給額を当該調整対象前年において当該被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を当該調整対象前年において同項の個人が事業を営んでいた月に係るものとみなしたものをいう。

15　法第十条の五の四第二項第七号に規定する政令で定める数は、適用年の前年における給与等月別支給対象者（当該適用年の前年において同条第一項の規定の適用を受けようとする個人が事業を営んでいた各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該適用年の前年の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数（当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該合計した数に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した数）とする。ただし、第十二項に規定する控除した金額が零となる場合又は当該適用年において事業を開始した場合（相続により当該事業を承継した場合を除く。）に該当する場合には、一とする。

16　第十三項及び第十四項の規定は、法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人が第十三項各号に掲げる場合に該当する場合の適用年における前項の規定の適用について準用する。この場合において、第十三項中「同項に規定する控除した金額」とあるのは「第十五項に規定する合計した数」と、同項第一号中「係る年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の法第十条の五の四第二項第三号に規定する支給額から当該支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額」とあるのは「おける給与等月別支給対象者（当該調整対象前年において事業を営んでいた各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該調整対象前年の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数」と、「一般給与等支給額」とあるのは「一般給与等支給者数」と、「金額を合計した金額」とあるのは「数を合計した数」と、「に係る一般給与等支給額」とあるのは「に係る一般給与等支給者数を合計した数」と、「月別一般給与等支給額を合計した金額」とあるのは「月別一般給与等支給者数を合計した数」と、「計算した金額」とあるのは「計算した数」と、同項第二号中「に係る一般給与等支給額」とあるのは「に係る一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と、「月別一般給与等支給額」とあるのは「月別一般給与等支給者数」と、同項第三号中「一般給与等支給額」とあるのは「一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と、第十四項中「前項に規定する月別一般給与等支給者数」と、「の一般給与等支給額」とあるのは「第十六項において準用する前項に規定する月別一般給与等支給者数」と、「の一般給与等支給額」とあるのは「の一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と読み替えるものとする。

17　第五項から第九項まで、第十二項、第十三項及び第十四項（前項において準用する場合を含む。）並びに第十五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五条の七第一項中「第十条の五第一項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第三項中「第十条の二第八項」を「第十条の二第四項」に、「第十条の二の二第十項」を「第十条の二の二第十三項」に、「及び第十条の五第五項」を「、第十条の五第五項、第十条の五の二第七項、第十条の五の三第十項及び第十条の五の四第六項」に改める。

第六条の三第一項第一号中「半島振興対策実施地域」及び「、離島振興対策実施地域若しくはこれに類する地区」を削り、同号イを削り、同号ロ中「第一欄のロ」を「第一欄のイ」に改め、同号ロ(1)中「第五項第二号イ及びロ」を「第四項第一号イ及びロ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号ロ(2)中「第五項第二号ハ」を「第四項第一号ハ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「第一欄のニ」を「第一欄のロ」に、「第五項第四号」を「第四項第二号」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号ホを同号ロとし、同条第二項第一号中「限る。次号イ及び第三号」を「限る。以下この条」に改め、同条第三項中「第一欄のロ」を「第一欄のイ」に、「同欄のロ」を「同欄のイ」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号を削り、同項第二号中「第一欄のロ」を「第一欄のイ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「第一欄のニ」を「第一欄のロ」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項第一号中「第四号及び第五号」を「第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十二項」を「第十項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「第五項第二号ハ」を「前項第一号ハ」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「第九項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法第十二条第三項に規定する政令で定める期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで（同項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）の期間（これらの期間内に同表の第一号の上欄に規定する半島振興対策実施地域又は同表の第二号の上欄に規定する離島振興対策実施地域若しくは同欄に規定する区域に該当しないこととなつた地区については、それぞれこれらの期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

12　法第十二条第三項に規定する政令で定める場合は、その個人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（当該地区に係る同表の第一号の上欄に規定する指定された地区又は同表の第二号の上欄に規定する指定された地区若しくは同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいい、産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準（以下この条において「計画基準」という。）を満たすものに限る。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を策定した市町村の長の確認がある場合とする。第六条の三第十三項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「関係大臣」に、「第六項」を「計画基準を定めたとき、又は第十三項若しくは第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の前に次の六項を加える。

13　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

14　法第十二条第三項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第十七項において同じ。）のうち、同号の上欄に掲げる地区に係る第十二項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備とする。